6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masato Yanagihara, Director of Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the the Shioya Tunnel, National Highway Route 5, Otaru City, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 12 September 2017
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 29 November 2017
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 10 January 2018 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 10 January 2018 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 10 January 2018)
⑺　Contact point for tender documentation : Seiji Sato, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―15―5, Shiomidai, Otaru, Hokkaido 047―8555, Japan TEL 0134―23―5176

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
平成29年8月23日
支出負担行為担当官
北海道開発局函館開発建設部長　菊池　一雄
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発函館第９号
1　掲載日　平成29年８月４日（号外政府調達第147号）
2　訂正内容　27ページ　３段目　⒀　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。を本工事は、段階的選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、積算に必要な直接工事費について記載した書面（以下、「見積書」という。）の提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる工事である。に、28ページ　４段目　⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間、場所及び方法
平成29年８月４日９時00分から平成29年８月25日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成29年８月４日９時00分から平成29年８月25日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。を申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成29年８月４日９時00分から平成29年９月１日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成29年８月４日９時00分から平成29年９月１日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。に、⑸　二次審査に関する書面の提出期間、場所及び方法を二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法に、29ページ　４段目　⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12：00 p.m. 25 August 2017をTime-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12：00 p.m. 1 September 2017にそれぞれ訂正します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道５号小樽市塩谷トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成29年８月23日
北海道開発局長　和泉　晶裕
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　一般国道５号小樽市塩谷トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道小樽市
3　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,300m、トンネル延長：Ｌ＝1,063m、幅員：Ｗ＝11.40m（ＳＬ）、掘削工（ＮＡＴＭ、機械掘削）：Ｌ＝1,063m、覆工：Ｌ＝1,063m、仮設工：１式
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成29年８月23日から平成29年９月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成29年９月13日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した経営事項評価点数が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた際に算出した経営事項評価点数が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成14年度以降に、次の㋐及び㋑（代表者以外の構成員については、㋒及び㋓）の要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　ＮＡＴＭによるトンネルの内空断面積（覆工後の内空断面積）65㎡以上のトンネル工事であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）は、非常駐車帯部を除く。）
㋑　ＮＡＴＭによるトンネル延長900m以上のトンネル工事であること。
㋐及び㋑は同一工事であることとし、施工延長については、掘削・覆工を実施した区間の延長であること。
㋒　ＮＡＴＭによるトンネルの内空断面積（覆工後の内空断面積）40㎡以上のトンネル工事であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）は、非常駐車帯部を除く。）
㋓　ＮＡＴＭによるトンネル延長300m以上のトンネル工事であること。
㋒及び㋓は同一工事であることとし、施工延長については、掘削・覆工を実施した区間の延長であること。